

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 29

処 分 名	日常生活支援住居施設の認定	
処 分 の 概 要	日常生活支援住居施設を認定する。	
根 拠 法 令 名	生活保護法(昭和25年法律第144号) 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令 (令和2年厚生労働省令第44号)	
条 項	第30条第1項ただし書 第1条	
所 管 課	生活福祉総務課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	30日	
標準処理期間	計	30日
審査基準	<p>日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令(令和2年厚生労働省令第44号)及び日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について(令和2年3月27日社援発0324第3号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める基準に該当すること。</p> <p><b>【根拠法令等】</b> 生活保護法 (生活扶助の方法) 第三十条 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設(社会福祉法第二条第三項第八号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であつて、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものをいう。第六十二条第一項及び第七十条第一号ハにおいて同じ。)若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。</p> <p>日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令 (令和2年3月27日 厚生労働省令第44号) (認定の要件) 第一条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。)第三十条第一項ただし書の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一 都道府県、市町村又は法人が経営しているものであること。 二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十八条の二第一項に規定する社会福祉住居施設(同法第二条第三項第八号に規定する事業を行う施設に限る。)であつて、当該施設を経営する者が同法第七十二条の規定による経営の制限又は停止を命ずる処分を受けていないこと。 三 第三章及び第四章に定める人員並びに設備及び運営に関する基準に従つて将来にわたり適正な事業の運営をすることができる施設と認められること。 四 当該施設を経営する者が、第六条第一項の規定による日常生活支援住居施設の認定の取消し又は社会福祉法第七十二条の規定による経営の停止を命ずる処分を受けてから五年を経過していない者でないこと。 2 都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項及び第二条第四項において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項及び第二条第四項において「中核市」という。))においては、当該指定都市又は中核市の長をいう。以下同じ。)は、法第三十条第一項ただし書の規定による認定を受けようとする施設が主として利用される地域において、日常生活上の支援が必要な要保護者の分布状況その他の状況からみて認定の必要がないと認めるときは、当該施設の認定をしないことができる。</p> <p>日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について (令和2年3月27日社援発0324第3号厚生労働省社会・援護局長通知)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。